

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市契約事務規則（昭和39年 5 月武蔵野市規則第15号）第42条の 2 第 1 号に掲げる額を超えない工事（以下「少額工事」という。）に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより、少額工事の契約を円滑かつ適正に執行することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事指名競争入札参加有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第 2 項の規定により、武蔵野市長（以下「市長」という。）が工事の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (2) 小規模受注希望者 武蔵野市小規模受注希望者登録制度実施要綱（平成16年12月 1 日適用）第 6 条の規定により、市長が小規模受注希望事業者名簿に登載する者をいう。
- (3) 発注工事 武蔵野市が発注しようとする工事をいう。
- (4) 既発注工事 武蔵野市が既に発注した工事をいう。
- (5) 営業所 武蔵野市と契約する営業所をいう。

(業者の選定)

第3条 工事の契約を行う課長（以下「契約担当課長」という。）は、少額工事を発注しようとするときは、建設工事指名競争入札参加有資格者又は小規模受注希望者の中から当該工事を施工する業者を選定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 特殊な技術、機器、設備等を必要とする工事であるとき。
- (2) 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器類等に係る工事であるとき。
- (3) 緊急に施工しなければならない工事であるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、契約担当課長が特別の事由があると認める工事であるとき。

2 前項本文の規定により業者を選定する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を他の者に優先して選定することができる。

- (1) 武蔵野市内に本店を有する者
- (2) 発注工事の施工場所付近に営業所を有する者

- (3) 発注工事と同種の工事を専業とする者
- (4) 発注工事が既発注工事と関連する場合の既発注工事の施工者
- (5) 環境配慮事業者（ISO14001の認証を取得している事業者又は武蔵野市2050ゼロパートナーの認定を受けた事業者をいう。）である者

(指名業者の数)

第4条 前条の規定により選定する業者（以下「指名業者」という。）の数は、別表に定めるとおりとする。ただし、工事の目的又は性質により、同条の規定により選定すべき業者の数がこの数に満たないときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事が第3条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、指名業者の数を1者とすることができる。

- (1) 当初予期し得なかった事情の変化により、既発注工事に追加する工事であるとき。
- (2) 既発注工事と密接に関連する附帯的な工事であるとき。
- (3) 既発注工事に引き続き施工される工事であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約担当課長が特別の事由があると認める工事であるとき。

(発注手続)

第5条 契約担当課長は、少額工事を発注しようとするときは、指名業者から見積書を徴するものとする。

2 契約担当課長は、予定価格以下の最低価格の見積書を提出した指名業者を当該少額工事の請負者と決定し、当該指名業者から請書を徴するものとする。

(設計図書の省略)

第6条 工事を設計する課長は、少額工事を起工しようとするときは、仕様書及び図面の作成を省略することができる。

(届出等の省略)

第7条 少額工事においては、着手届、工程表、施工計画書、工事記録写真等の提出及び現場代理人、主任技術者等の届出は、当該少額工事を監督する課長が必要と認める場合を除き、要しないものとする。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

付 則（令和2年7月22日要綱第94号）

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

付 則（令和 7 年 9 月18要綱第76号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月18日から施行する。ただし、別表の改正は、同年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、前項ただし書に規定する改正の施行の日以後に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成する契約について適用し、同日前に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成した契約については、なお従前の例による。

別表（第 4 条関係）

1 件の予定価格	指名業者の数
100万円未満の金額	1 者以上
100万円以上200万円以下の金額	2 者以上